

第 11 回浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会
第 11 回公民館のコミュニティセンター化検討部会
会議録概要

日 時 令和2年11月18日（水）18：30～19：30

場 所 浜田公民館 1階 研修室

【出席】条例検討委員会委員・コミュニティセンター化検討部会 22名

執行部職員 13名

1 会長挨拶

昨年 11 月にこの委員会が発足し 1 年が経った。皆様には熱心な議論をいただきこの場に至っている。皆さんご存じのとおり、協働のまちづくり推進条例については 9 月議会で可決・成立しており、皆様には本当に感謝している。

本日は、議題に「まちづくりセンターの制度について」があるため、条例検討委員会とコミュニティセンター化検討部会の合同会議という形で開催している。

2 市長挨拶

長畑会長をはじめ、委員会委員及び、部会委員の皆さんには、日ごろからまちづくりの推進にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。先般の 9 月議会で可決された「浜田市協働のまちづくり推進条例」は、新たなまちづくりの指針として、他に例を見ないほど活発なご議論をいただき、どこに出しても胸を張れる条例ができたと思っている。「公民館のコミュニティセンター化」の検討では、公民館として地域で親しまれてきた施設の、今後の在り方ということで、非常に難しい課題だったと思う。そのような課題に、皆さんが培った経験を踏まえ、活発に議論をいただいたからこそ、「まちづくりセンター」として、今後の方向性を示すことができたと考えている。当市としても、「条例」及び「まちづくりセンター」が来年 4 月から新たなスタートが切れるよう、市民の皆さんに広く周知するとともに、今後も市民の皆さんと一緒に、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現に向けた取組を進めていく。約 1 年、当市の新たなまちづくりに向け、活発にご議論いただいたことに感謝申し上げます。

3 (1) 浜田市まちづくりセンターの制度について

浜田市まちづくりセンター制度について報告を行った。

〈浜田市まちづくりセンターの制度について説明〉

【賀戸委員】 職員の管理をセンター長がすることになるが、超勤問題についてはどのように管理するのか。最近、市職員の勤務時間が問題になっている。公民館の夜間の勤務等が多くなり管理するのが大変だと思う。

【地域政策部副部長】 センター長という名前ではあるが、管理職という位置づけではないため、職員の時間外の管理体制等、職員の労務管理については、本庁・支所の担当課長が担うことになる。ただ、現場の状況は、各センター長でないとわからない部分があるため、指示、命令については、センター長からの相談や要請に基づき、市の管理職である課長が対応する。

【賀戸委員】 超勤については事前に上司に相談することになっているが、その都度に課長へ相談するのか。

【地域政策部副部長】 おっしゃるとおり事前申請・承認が基本だが、その都度、本庁や支所に出向かずに、電話等のやり取りでの調整をしてもらいたい。

【賀戸委員】 それが理想的な流れだと思う。センター長としっかり連携を取りながら進めてもらいたい。

【大谷委員】 2点伺いたい。1点目は、「まちづくりセンター」という名称について。浜田自治区の場合には分館がある。これも同じように名称が変わるのか。2点目は、職員の項目についてだが、イメージでは「まちづくり担当」と「社会教育担当」とあり、総務省の集落支援員制度の活用を検討するという記載がある。この制度の見通しと、中身について説明してもらいたい。

【地域政策部副部長】 1点目の分館の名称については、本館はまちづくりセンターに名称が変わるため、例えば「美川西分館」の場合は、「美川まちづくりセンター美川西分館」という呼称となることを想定している。2点目の集落支援員制度は、3頁の注釈に記載させていただいている。基本的にはその集落におられる方で、集落等の対策にノウハウ・知見を有している方が、その地域の集落対策を担っていただくイメージである。国の制度で「集落支援員制度」という名称になっている。特別交付税の措置により財源的にも有利な制度であり、これを活用したいと思っている。これは、センター長や主事とは別に配置するのではなく、主事のまちづくり担当を、集落支援員制度を活用して配置をするということ。集落支援員を別に配置するという意味でないということをご理解いただきたい。

【大谷委員】 集落支援員制度を活用できる見通しはあるのか。また、分館の名称は既に決定しているのか。

【地域政策部副部長】 「まちづくりセンター」については、12月議会で条例を上程予定であり、議決されれば正式名称として決定する。分館については、条例に名称は規定しておらず、施行規則によって規定している。施行規則については条例議決後に定めるため、現時点で最終確定したものではないが、市の方針としては、「分館」という名称を使わせていただきたい。集落支援員制度の見通しについては、まだ具体的な調整をしていないため不透明だが、集落支援員制度の適用を目指して、国と協議のうえ申請したい。

3 (2) 浜田市協働のまちづくり推進条例の今後の周知について

浜田市協働のまちづくり推進条例の今後の周知について報告を行った。

〈浜田市協働のまちづくり推進条例の今後の周知について説明〉

【斎藤委員】 私が一番感じたのは、先日あった「人権を考える県民の集い」の中で、持続可能な地域づくりには地域のふれあいが一番大切で、「つながり」から「つなげる」へ変わらないと、行政だけ、まちづくりだけでもだめということ。今回のことは地域への参画、参加ではなく少しでも関わる人を増やしていく良い機会だと思う。是非これを機会に進めていきたい。

【木村委員】 概要版についても見させていただいた。全戸配布用にはもっとわかりやすいものということだが、私が見た時には難しいと感じた。皆さんに見ていただくうえでは、もっとわかりやすいもので、すっと入り込めるものであって欲しい。しかしながら、最後のところで、条文をきちんと載せるのは大切なこと。最初に住民、市民にとってのまちづくり条例をつくり、みんなのものになるようなわかりやすいものという趣旨で出発した。住民にわかりやすいものに徹していただきたい。これから、この概要版とまちづくりセンター条例を一緒に説明していくものと思っているが、住民にも、まちづくりの一番の拠点となる公民館、まちづくりセンターが今後どのように変わるのかということ、みなさんにわかりやすいもので見せることができるようにしていただければというのが、私の感想であり、意見として申し上げる。

4 その他

- ・ 交通手段の報告についてお願い

地域政策部長挨拶

【地域政策部長】この委員会は、昨年11月から1年かけて熱心に議論いただいた。私も公務員生活が長いですが、こんなに皆さんの意見が白熱して作りあがった条例、計画は無いという思いである。しっかり議論されたことで、最後の報告の際、皆さんの意見を受け止めて市がまとめた方針については、委員の議論がきちんとまとまっているという評価をいただき、意見も少なかったと受け止めている。今回、協働のまちづくりの条例を制定し、12月にはまちづくりセンターの設置条例を上程していくが、これが終わりではなく、これからがスタートだと思う。議論の中で、同じスタートを切るのであれば、理想の高いところからスタートしようといった意見があったことは十分承知している。ただ、足並みがバラバラにならないよう、お互い少しずつ歩み寄り、配慮しながらスタートした。理想に近づくため、今後、PRも含めて一生懸命取組を進めていく。先ほど斎藤委員からの発言があったが、一人でも多くの方が、まちづくりに参画していこう、何かできることをやっていこう、そういう思いを持った市民の方、あるいは子どもたちが増えていくことが、元気なまちづくりを進めていくことになるものと思っている。その土台となる条例、あるいは公民館のあり方について、本当に熱心に議論いただき、改めて感謝申し上げます。最後に、委員会のアドバイザーとして東京大学の牧野先生からコメントをいただいた。最後のまとめで、社会教育が教育委員会ではなく市長部局で、人づくりを根底に裾野を広げていくことは、全国的にも珍しい取組であり、それに期待するとおっしゃっていただいた。全部が市長部局ではなく、教育委員会と一緒にこの土台に基づいたまちづくり、人づくりを進めていきたい。皆様のご支援とご協力を重ねてお願いし、挨拶とさせていただきます。

会長挨拶

【長畑会長】私も中国地方を周って仕事をしているが、これほど熱心な議論を1年間も継続的に行った例はない。また、先日の市民憲章推進大会で話をさせていただいたが、今回の条例というのは島根一、中国地方一、そしてこれからの浜田市の協働のまちづくりは、日本一になる可能性を秘めている。その一つの例が、全国住みやすさランキングで、島根県で浜田市が1位となっており、浜田市には可能性が非常にあるということ。今回の協働のまちづくり推進条例の制定により、市民の皆さんの力が発揮されることで、素晴らしい、持続可能な、市民の皆さんが主役となったまちづくりができていくのではないかと。まさに、そのスタート地点を皆さんに作っていただいた。職員の皆さんとまさに協働で作ったということが、今回の検討委員会のすばらしい成果だったと感じている。私もこのような会に関わることができ、心から委員の皆さんに感謝している。